

令和2年5月市議会臨時会 教育厚生委員会資料

第75号議案 長崎市立保育所条例等の一部を改正する条例

目次	ページ
新型コロナウイルスの影響による納付の猶予に係る基本方針……	1～2
1 改正条例……	3
2 改正理由……	3
3 改正案の内容……	3
4 施行期日……	3
5 条例新旧対照表……	4～8

こ ども 部

教 育 委 員 会

令 和 2 年 5 月

新型コロナウイルスの影響による納付の猶予に係る基本方針

(考え方)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、新型コロナウイルスの影響により納付が困難な市民等に対し、地方税の取扱いに準じて、以下のとおり納付を猶予する。

1 対象者

以下の①②のいずれも満たす市民等（個人法人の別、規模は問わない）

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

2 対象項目

以下の項目を対象とする。新型コロナウイルスの影響により、資金繰りに窮する者を対象とするが、公の施設の使用料など利用者の選択により支払義務が発生するものや、即時の支払いが必要なもの等は対象外とする。

対象) 保育料（市立保育所使用料、同延長保育料、市立認定こども園預かり保育料、給食負担金を含む）、長崎商業高校授業料、学校給食費、市営住宅使用料、し尿処理手数料（委託地区に限る）、奨学資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、地域総合整備資金貸付金、グループホーム緊急対策資金貸付金、水産振興事業資金貸付金、中央卸売市場使用料、小売市場使用料、市設港湾施設使用料

※1 個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税、償却資産税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金、下水道使用料（集落排水使用料を含む）については、令和2年3月27日から対応済。

※2 保育料、高校授業料等については条例等に猶予規定がないため、関連する条例、細則及び規則を改正する必要がある。

対象外)

① 利用者の選択による	体育館使用料、道路占用料 等
② 即時の支払い	診療所一部負担金、火葬場使用料、公衆浴場使用料 等

3 対象期間

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来するもの。

※ 既に納期限が過ぎていても、令和2年6月30日までに申請があったものについては、遡って納付を猶予する。

4 猶予内容

無担保かつ延滞金なしで、納期限から1年間猶予する。

※ 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、実情に応じた計画的な納付も可能とする。

5 受付事務

各歳入担当課で対応する。

6 施行日

関連条例の施行日

1 改正条例

- (1) 長崎市立保育所条例
- (2) 長崎市立高島幼稚園条例
- (3) 長崎市立長崎商業高等学校条例
- (4) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

2 改正理由

「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、新型コロナウイルスの影響により納付が困難な市民等に対し、地方税の取扱いに準じて納付を猶予する。」との市の基本方針に基づき、市立の保育料及び授業料等に係る納入の猶予を行うにあたり、延納又は分納ができるよう規定を定めるもの。

3 改正案の内容

(1) 長崎市立保育所条例

ア 保育料等の納入猶予の規定（第6条）

市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、延長保育料、又は食事の提供に要する費用を延納させ、又は分納させることができる規定を定める。

(2) 長崎市立高島幼稚園条例

ア 保育料等の納入猶予の規定（第4条）

市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料（2歳児受入れ保育料及び預かり保育料を含む）又は預かり保育副食費を延納させ、又は分納させることができる規定を定める。

(3) 長崎市立長崎商業高等学校条例

ア 授業料の納入猶予の規定（第4条）

市長は、特別の理由があると認めるときは、授業料を延納させ、又は分納させることができる規定を定める。

(4) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

ア 保育料等の納入猶予の規定（第6条）

市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、預かり保育料、延長保育料、食事の提供に要する費用又は預かり保育副食費を延納させ、又は分納させることができる規定を定める。

4 施行期日

公布の日

※ただし、今回の納入の延納又は分納の規定については、令和2年2月1日以後に納期限が到来する保育料等について適用する。

5 条例新旧対照表

(1) 長崎市立保育所条例

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）
<p>○長崎市立保育所条例</p> <p style="text-align: right;">昭和24年1月18日 条例第5号</p> <p>第1条から第5条まで（略） （保育料等の納入）</p> <p>第6条 保育料は、各月分につきその月の末日（12月分にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。ただし、月の中途に入所した場合にあつては、入所した日の属する月の翌月の10日までに納入しなければならない。</p> <p>2 延長保育料は、延長保育を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。</p> <p>3 食事の提供に要する費用は、現に食事の提供に係る費用を要した日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。</p> <p>第7条から第10条まで（略）</p>	<p>○長崎市立保育所条例</p> <p style="text-align: right;">昭和24年1月18日 条例第5号</p> <p>第1条から第5条まで（略） （保育料等の納入）</p> <p>第6条 保育料は、各月分につきその月の末日（12月分にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。ただし、月の中途に入所した場合にあつては、入所した日の属する月の翌月の10日までに納入しなければならない。</p> <p>2 延長保育料は、延長保育を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。</p> <p>3 食事の提供に要する費用は、現に食事の提供に係る費用を要した日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。</p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、延長保育料又は食事の提供に要する費用を延納させ、又は分納させることができる。</u></p> <p>第7条から第10条まで（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>（保育料等の納入に関する経過措置）</u></p> <p><u>2 第1条から第4条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、令和2年2月1日以後に納期限が到来する保育料、預かり保育料、延長保育料、食事の提供に要する費用、預かり保育副食費又は授業料（以下「保育料等」という。）について適用し、同日前に納期限が到来した保育料等については、なお従前の例による。</u></p>

- (1) 長崎市立保育所条例
- (2) 長崎市立高島幼稚園条例
- (3) 長崎市立長崎商業高等学校条例
- (4) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

別表第1 (略)

別表第2 (略)

(2) 長崎市立高島幼稚園条例

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）
<p>○長崎市立高島幼稚園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月30日 条例第19号</p> <p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（保育料等の納入）</p> <p>第4条 保育料（預かり保育に係る保育料を除く。）は、各月分につきその月の末日（12月分にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。ただし、月の中途に入園した場合にあつては、入園した日の属する月の翌月の10日までに納入しなければならない。</p> <p>2 預かり保育に係る保育料又は預かり保育副食費は、預かり保育を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。</p> <p>第5条から第8条まで（略）</p>	<p>○長崎市立高島幼稚園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月30日 条例第19号</p> <p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（保育料等の納入）</p> <p>第4条 保育料（預かり保育に係る保育料を除く。）は、各月分につきその月の末日（12月分にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。ただし、月の中途に入園した場合にあつては、入園した日の属する月の翌月の10日までに納入しなければならない。</p> <p>2 預かり保育に係る保育料又は預かり保育副食費は、預かり保育を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料又は預かり保育副食費を延納させ、又は分納させることができる。</u></p> <p>第5条から第8条まで（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（保育料等の納入に関する経過措置）</u></p> <p><u>2 第1条から第4条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、令和2年2月1日以後に納期限が到来する保育料、預かり保育料、延長保育料、食事の提供に要する費用、預かり保育副食費又は授業料（以下「保</u></p>

育料等」という。)について適用し、同日前に納期限が到来した保育料等については、なお従前の例による。

- (1) 長崎市立保育所条例
- (2) 長崎市立高島幼稚園条例
- (3) 長崎市立長崎商業高等学校条例
- (4) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

(3) 長崎市立長崎商業高等学校条例

改正前 (傍線部分は改正部分)	改正後 (案) (傍線部分は改正部分)
<p>○長崎市立長崎商業高等学校条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月30日 条例第22号</p> <p>第1条から第3条まで (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(授業料の納入)</p> <p>第4条 授業料は、授業料の月割額を毎月10日までに納入しなければならない。ただし、4月に納入すべき授業料については、その月の20日までに、8月に納入すべき授業料については、翌月の10日までに納入しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各月の納入日までに翌月以降に納入すべき授業料を納入することができる。</p> <p>3 第1項の規定は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第6条第2項に規定する就学支援金の支給期間その他市長が必要と認める期間における授業料については、適用しない。</p> <p>第5条から第8条まで (略)</p>	<p>○長崎市立長崎商業高等学校条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月30日 条例第22号</p> <p>第1条から第3条まで (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(授業料の納入)</p> <p>第4条 授業料は、授業料の月割額を毎月10日までに納入しなければならない。ただし、4月に納入すべき授業料については、その月の20日までに、8月に納入すべき授業料については、翌月の10日までに納入しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各月の納入日までに翌月以降に納入すべき授業料を納入することができる。</p> <p>3 第1項の規定は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第6条第2項に規定する就学支援金の支給期間その他市長が必要と認める期間における授業料については、適用しない。</p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、授業料を延納させ、又は分納させることができる。</u></p> <p>第5条から第8条まで (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(保育料等の納入に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 第1条から第4条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、令和2年2月1</u></p>

日以後に納期限が到来する保育料、預かり保育料、延長保育料、食事の提供に要する費用、預かり保育副食費又は授業料（以下「保育料等」という。）について適用し、同日前に納期限が到来した保育料等については、なお従前の例による。

(1) 長崎市立保育所条例

(2) 長崎市立高島幼稚園条例

(3) 長崎市立長崎商業高等学校条例

(4) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

(4) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）
<p>○長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例 平成 27 年 12 月 28 日 条例第 54 号</p> <p>第 1 条から第 5 条まで（略） （保育料等の納入）</p> <p>第 6 条 保育料は、各月分につきその月の末日（12 月分にあつては、同月 25 日）までに納入しなければならない。ただし、月の中途に入園した場合にあつては、入園した日の属する月の翌月の 10 日までに納入しなければならない。</p> <p>2 預かり保育料、延長保育料又は預かり保育副食費は、預かり保育又は延長保育を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12 月にあつては、同月 25 日）までに納入しなければならない。</p> <p>3 食事の提供に要する費用は、現に食事の提供に係る費用を要した日の属する月分につきその月の翌月の末日（12 月にあつては、同月 25 日）までに納入しなければならない。</p> <p>第 7 条から第 10 条まで（略）</p>	<p>○長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例 平成 27 年 12 月 28 日 条例第 54 号</p> <p>第 1 条から第 5 条まで（略） （保育料等の納入）</p> <p>第 6 条 保育料は、各月分につきその月の末日（12 月分にあつては、同月 25 日）までに納入しなければならない。ただし、月の中途に入園した場合にあつては、入園した日の属する月の翌月の 10 日までに納入しなければならない。</p> <p>2 預かり保育料、延長保育料又は預かり保育副食費は、預かり保育又は延長保育を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12 月にあつては、同月 25 日）までに納入しなければならない。</p> <p>3 食事の提供に要する費用は、現に食事の提供に係る費用を要した日の属する月分につきその月の翌月の末日（12 月にあつては、同月 25 日）までに納入しなければならない。</p> <p><u>4 前 3 項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、預かり保育料、延長保育料、食事の提供に要する費用又は預かり保育副食費を延納させ、又は分納させることができる。</u></p> <p>第 7 条から第 10 条まで（略）</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(保育料等の納入に関する経過措置)

2 第1条から第4条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、令和2年2月1日以後に納期限が到来する保育料、預かり保育料、延長保育料、食事の提供に要する費用、預かり保育副食費又は授業料（以下「保育料等」という。）について適用し、同日前に納期限が到来した保育料等については、なお従前の例による。

(1) 長崎市立保育所条例

(2) 長崎市立高島幼稚園条例

(3) 長崎市立長崎商業高等学校条例

(4) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

別表第1 (略)

別表第2 (略)